

「県内の『中小企業振興条例』の到達点と今後の課題」

—全国の先進事例からみる神奈川の中小企業振興条例—

神奈川県異業種連携協議会
理事・事務局次長 愛 賢司

はじめに

2000年代に入る頃から全国的に「中小企業振興条例」（以下振興条例）の制定が急速に広がった。中小企業家同友会全国協議会の調査によれば、2016年8月末現在の42道府県、176市区町村で制定・施行されている。その理由として、

①1990年代以降の不況のもとで、地域の雇用や景気循環を担っていた中小企業の疲弊・減少、

②「中小企業基本法」改正(1999年)等による国の中小企業政策の変更による中小企業振興に対する自治体の責任の明記、(第6条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する。）」、

③地域の中小企業等の運動や保守勢力の地域影響力の維持等を背景として、自治体が独自の中小企業振興による地域経済振興策を打ち出さざるを得なくなったこと等があげられる。

I 神奈川県内の中小企業振興条例制定状況

神奈川県の振興条例制定・施行の状況は以下の通りである。

(1)「神奈川県中小企業活性化推進条例」(2009年4月1日施行、「神奈川県中小企業・

小規模企業活性化推進条例」2015年10月20日改正)

(2)「横浜市中企業振興基本条例」(2010年4月1日施行)

(3)「横須賀市中企業振興基本条例」(2012年4月1日施行)

(4)「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」(2014年4月1日施行)

(5)「川崎市中企業活性化のための成長戦略に関する条例」(2016年4月1日施行)

県及び全政令市、中核都市が振興条例を施行している現状の意味を考えると、①大都市部における中小企業振興を柱に据えた地域産業政策を構築する課題への挑戦、②全県的な中小企業振興条例制定への波及性という点で大きな意味を持つ。

II 「中小企業振興条例」とは一「振興条例」が具備すべき内容

本機関誌第2号で紹介した内容と重複するが、重要なポイントなので紹介する。

(1) 地方自治体が、地域経済や環境への中小企業の役割を位置づけ、中小企業振興が地域経済活性化の柱であることを明確に打ち出すこと。

(2) 地域経済の振興に関わる主体＝ステークホルダー（自治体、中小企業経営者と労働者、中小企業に関わる団体、大企業者、金融機関、大学等研究・教育機関、県民・市民等）の責務・役割を明示すること。

(3) 「振興条例」を「理念条例」に終わらせないために、行政が責任を持って実施する「振興策」を具体化する基になる「基本的施策」を提示すること。

(4) 地域の「実態調査及び研究」による実態把握を明示すること。

(5) 地域のステークホルダーが参加した「産・官・学・民」による「産業振興会議」の設置と民主的運営を確保すること。

産業振興会議については、特に「小規模企業者」の参加が大きな意味を持つ。

日本の事業所の圧倒的多数が中小企業であり、その中でも小規模企業が9割以上を占めている日本の産業構造の実態からも不可欠であるとともに、法制・政策的な到達点からも外してはならない。法制度的な面で大きな意味を持つ「小規模企業振興基本法」(2014年6月20日施行)第3条(基本原則)では、小規模企業について以下のように触れている。

「小規模企業の振興は、(略)個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小規模企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協業を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、おこなわなければならない。」

川崎市の条例に、振興施策改善の協議体として、「川崎市産業振興協議会」の下に「中小企業活性化専門部会」を設置することになっている。地域の小規模企業団体は参加の取組を重視すべきであろう。

(6) 中小企業振興策の実施状況を「産業振興会議」が検証し公表することにより振興施策の充実と改善を年度ごとに実施することを明示すること。

III 近年の「中小企業振興条例」の内容に見る特徴と成果

1 2012年10月に制定された「愛知県中小企業振興基本条例」ではじめて「**金融機関の役割**」が位置づけられ、それ以降の振興条例で明記されるようになった。

(2) 長引く不況のもとで、中小企業家同友会を始め中小企業団体が金融アセスメントに関する要望提出の取り組みや、「中小企業憲章」(2010年6月18日閣議決定)の「行動指針(*1)」や「中小企業経営力強化支援法」の成立を受けて、金融機関も経営革新等支援機関に認定されるようになり、中小企業支援に関わるようになった(*2)。

(*1) 「中小企業憲章」『行動指針 六 中小企業向けの金融を円滑化する』

「不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新技術開発などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。」

(*2) 「セーフティネット」としての政府系金融機関の役割は大きいこと、地域経済活性化に果たす「地域金融機関の責務・役割」を具体化するためにも、「産業振興会議」への金融機関の参加は重要である。

全国商工団体連合会の「小企業・家族経営の発展にむけて」(2015年1~3月調査)の「8) 中小企業金融をめぐる環境変化」に

指摘されているような、小規模企業の厳しい金融環境を改善するためにも、金融機関の役割・責務の明記は、「振興条例」の重要な課題として、取組む必要がある。

因みに、神奈川県内自治体の「振興条例」では、川崎市の条例以外条文に明記されていない。

2 「小規模企業への配慮」の位置づけが広がった。

(1) 全事業所 382.0 万者の内 380.9 万者 (99.7%) が中小企業であり、その中小企業の中で「小規模企業者」は 325.2 万者 (85.1%) であり、当然であると言える。(数字は中小企業庁 2014 年調査結果)

(2) 「振興条例」で「基本的施策」として方針化された具体的な振興施策を評価する上で「小規模企業」にとってどうかという点が重要である。

(3) 中小企業政策の面でも「小規模企業」を施策の対象としてきちんと位置付けることは、自治体の責務になっている。

(※ 3) 「小規模企業振興基本法」第 7 条 (地方公共団体の責務)

第 1 項「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

第 2 項「地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。」

神奈川県振興条例の現状では、県は振興条例の名称に「小規模企業」を明示したこと、川崎市の条例前文で、「中小企業憲章」、「中小企業基本法」、「小規模企業振興基本法」が規定している原則等を前文で明記していることは評価できる。相模原市の条例第 8 条 (施策の基本方針) で「小規模企業者」への「配慮規定」は一応明記されている。横浜市及び横須賀市の条例では、第 2 条 (中小企業の定義) にも第 7 条 (施策の基本方針) にも「小規模企業者」は明記されていない。両市の条例改正の喫緊の課題としても、また、今後の条例制定運動の取り組みにとっても、「金融機関の責務・役割」とあわせて条文に明示させることは重要な課題である。

3 「中小企業憲章」の「行動指針」の規定を受けて、中小企業にとって事業の承継や持続的発展にとって最重要の課題である「人材確保」や「人材育成」、さらには、「職業観及び勤労観の醸成」を重視する振興条例が広がりつつある。

(1) 「中小企業憲章」3 行動指針 二 人材の育成・確保を支援する

「中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。」

(2) 「富山県中小企業の振興と人材育成等に関する基本条例」(2012 年 9 月 28 日施行、2015 年 3 月 18 日「富山県中小企業の振興と人材育成、小規模企業の持続的発展の促

進に関する基本条例」として全面改正) 第15条(産業の発展を担う人材の育成) 第3項「**県は、段階的かつ体系的な職業能力の開発及び向上の発展を図るため、多様な職業訓練の実施、**中小企業者が行う職業訓練に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」

第4項「**県は、職業観及び勤労観の形成を図るため、就業体験の機会の提供、就業に対する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。**

神奈川県内では、川崎市の条例第17条(人材の確保及び育成)として明確に打ち出されている。

4 自治体を実施する「中小企業振興策」を部局の担当任せにする「縦割り行政」の悪弊を打破するために**自治体の全庁的・総合的に取り組む措置の重要性**を明記する振興条例が増えてきている。

川崎市の条例には、第4条(市の責務)の第1項で「**中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施すること**」を明記している。この条文は、第15条(経営基盤の強化及び小規模事業者の事情の考慮)の第2項との関係で重要な意味を持つと考えられる。

川崎市の条例については、イグレンは市に先行して「振興条例」案を作成し、それを元に数回にわたって経済労働局と協議を重ねてきた。その経過の中で、小規模企業の厳しい経営実態と小規模企業振興基本法の衆参両院の「附帯決議」にある社会保険料の徴収についての考慮規定を踏まえ、国保や消費税等の徴収についての配慮規定を振興条例の中に明示することを提起してきた。市としては、振興条例の中に明記する

ことは難しいが、振興条例に明示する施策を具体化する中で、総合的な対応が出来るような方向を提示することは可能ではないかという考え方を明確にした。第20条「**市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする**」と明記されたことは画期的である。中小企業活性化の施策を全庁的・総合的に取組ませる根拠として振興条例を大いに活用することは、実践的に大きな意味を持つと思われる。

IV 「中小企業振興条例」と「地域内再投資」

1 地域における仕事おこしの取組み

「中小企業振興条例」を制定・活用する意味と目的は、地域産業・経済の活性化であり、そのために、それを担う中小企業をはじめとした産業に携わる関係者(ステークホルダー)の役割を明確にすることである。「振興条例」による「仕事おこし」の取組みは「理念条例」から「役に立つ条例」に飛躍するための重要課題である。

2 釧路市では、「域内循環」「域外財貨獲得」「域内連携」の三本柱からなる「産消協働」を提唱している。企業(財とサービスの生産者・供給者)、市民(消費者として経済循環の担い手)の協働による「産消協働」の活動は、市民の消費者意識の高揚、地域に対する認識の変革などにより、「より安く」だけでなく「より環境に優しい」地域内産品への消費行動の向上が期待されている。

3 「住宅リフォーム助成制度」や高崎市が取り組んでいる「まちなか商店リニューアル助成事業」を「振興条例」の「基本的施策」の中に位置付ける。

4 「受注機会の増大」への取組みを「基本施策」等に明記している条例は多い。その中でも、それを地域内需要のさらなる増進に展開しようとしている例がある。

(1) 「新潟県中小企業の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」(2007年施行)

第1条(目的)「この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務を明らかにすることにより、**中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。**」

(2) 「トライアル発注制度」について

地元の中小企業が開発したユニークな製品等について、自治体に機関が試験的に購入し、その製品の有用性を認定することにより信頼性を高め、販路拡大を支援することで、地域の中小企業の育成を図る制度。佐賀県が2003年に全国で初めて実施し、2007年に「トライアル発注全国ネット」が結成される。41都道府県で実施している。神奈川県内では、相模原市が、「振興条例」の施行より先行して2010年から実施している。「トライアル発注制度」の対象を、農商工連携や6次産業化等の異業種連携の成果に拡大し、地域資源の連携・協働の制度利用の可能性があると見えよう。

(3) 横浜市では、条例の具体化として、全部局・全区の中小企業発注状況を毎年度公表している。全国的にも画期的な取組といえる。

V その他の先進的な「振興条例」の内容と課題

1 「八尾市中小企業地域経済振興基本計画」第6条(中小企業者等の努力)として、「中小企業及び中小企業団体は、略 従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりの自主的努力」及び「地域社会の構成する一員として、地域貢献に積極的に取組み、環境との調和に十分考慮する」という規定がある。中小企業者等の「責務・役割」に「経営や経済活動」に限定せずに、「従業員の働きがい・生きがい」と「地域貢献」や「環境との調和」を明示していることは、「振興条例」の前文で、「まちづくり」の視点を入れたことともに大いに評価できる。

2 川崎市の条例は、市の責務として「中小企業活性化に関する施策」を経済関係者だけでなく、市民の理解と協力を得るために、広報活動を義務付けている。「振興条例」についての理解が、なかなか地域に普及しない現状から見ると、積極的な条文である。

本機関誌で「振興条例」については今までも紹介してきたので重複した部分はあるが、今回はまとめの意味合いで、全国の到達点を紹介したつもりである。

愛 賢司 (あい けんじ)

1946年生 横浜市立大学商学部卒業後、神奈川県旧工業試験所、現在の産業技術センターで、中小企業技術者の研修業務に長く携わった。神奈川県異業種連携協議会の理事・事務局次長として、地域交流サロン「海老名サロン」、政策活動を担当。